議 会 運 営 委 員 会

令和８年１０月６日（火）
午前１０時３０分
第２委員会室

議　　題

１　常任委員会委員の２年任期の試行結果の検証について

２　尾張旭市議会個人情報保護条例の一部改正について

３　台風に伴う本会議・委員会の開催基準について

４　議会基本条例の検証及び見直しについて

５　議場・委員会室へのパソコンの持込みについて

６　その他

配付資料一覧

【議題１　資料】

なし

【議題２　資料】

１　尾張旭市議会個人情報保護条例の一部改正について（案）

【議題３　資料】

２－１　台風に伴う本会議・委員会の開催基準（案）

２ー２　風水害に伴う本会議・委員会の開催基準（案）

２－３　会派から出た意見

【議題４　資料】

３－１　尾張旭市議会基本条例　評価シート（案）

３－２　尾張旭市議会基本条例　条文追加シート（案）

４　議会基本条例検証及び見直しスケジュール（案）

【議題５　資料】

なし

【議題６　資料】

なし

（案）

1

委員会提案第　号

尾張旭市議会個人情報保護条例の一部改正について

上記の議案を、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１０９条第６項及び尾張旭市議会会議規則（平成１５年議会規則第１号）第１３条第３項の規定により提出する。

令和８年１２月　日

尾張旭市議会議長　殿

提出者

議会運営委員長

提案理由

この案を提出するのは、個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の整備を図るため必要があるからである。

尾張旭市議会個人情報保護条例の一部を改正する条例

尾張旭市議会個人情報保護条例（令和４年条例第１７号）の一部を次のように改正する。

改　正　前	改　正　後
第５４条　前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、１年以下の拘禁刑又は５０万円以下の罰金に処する。	第５４条　前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図り、若しくは本人その他の者に損害を加える目的で提供し、又は盗用したときは、２年以下の拘禁刑又は１００万円以下の罰金に処する。
第５７条　偽りその他不正の手段により、第２４条第１項の決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、５万円以下の過料に処する。	第５７条　偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、５万円以下の過料に処する。

附　則

この条例は、令和９年１月１７日から施行する。

台風に伴う本会議・委員会の開催基準（案）

本会議	警戒配備・ 第１非常配備体制	第２非常配備体制・第３非常配備体制	
		開会前	開会後
初日 ①　議会運営委員長報告 ②　会議録署名者の指名 ③　諸報告 ④　会期の決定 ⑤　委員会の所管事務調査報告の件 ⑥　市長の所信表明・施政方針演説 ⑦　議案等の提案説明	○　通常どおり開会・進行する。 ○　防災服での出席を可能とする。	○　執行部職員不在で開会し、⑤まで終了後、暫時休憩する。非常配備体制が解除又は警戒配備・第１非常配備体制に移行され次第、再開し、執行部職員出席の上、残りの議事日程を行う。 ○　午後４時の時点で非常配備体制が解除又は警戒配備・第１非常配備体制に移行されない場合は、執行部職員不在で再開し、延会の手続を行う。なお、残りの議事日程は、翌日以降の別日又は２日目に行う。 ※　日程を変更する場合は、議会運営委員会を開催し協議する必要がある。	○　市長に連絡すべき事項が生じた場合は、その時点の議事日程（市長の所信表明、施政方針演説は切りが良いところ。議案説明はその時点の議案番号）まで終了後、暫時休憩する。 ○　休憩中に、第２・第３非常配備体制に移行した場合は、非常配備体制が解除又は警戒配備・第１非常配備体制に移行されるまで休憩を継続する。 ○　非常配備体制が解除又は警戒配備・第１非常配備体制に移行され次第、再開し、執行部職員出席の上、残りの議事日程を行う。 ○　午後４時の時点で非常配備体制が解除又は警戒配備・第１非常配備体制に移行されない場合は、執行部職員不在で再開し、延会の手続を行う。 ○　⑤まで終了していない場合は、⑤までを終了した上で、延会の手続を行う。なお、残りの議事日程は、翌日以降の別日又は２日目に行う。 ※　日程を変更する場合は、議会運営委員会を開催し協議する必要がある。
２・３日目 （一般質問）	○　通常どおり開会・進行する。 ○　防災服での出席を可能とする。	○　執行部職員不在で開会し、暫時休憩する。非常配備体制が解除又は警戒配備・第１非常配備体制に移行され次第、再開し、執行部職員出席の上、一般質問を行う。なお、当該日の全ての一般質問を終了できなかった場合は、延会の手続を行い、残りの一般質問は、３・４日目に行う。 ○　午後４時の時点で非常配備体制が解除又は警戒配備・第１非常配備体制に移行されない場合は、執行部職員不在で再開し、延会の手続を行い、当該日の一般質問は、３・４日目に行う。 ※　日程を変更する場合は、議会運営委員会を開催し協議する必要がある。	○　市長に連絡すべき事項が生じた場合は、その時点の質問又は答弁の切りが良いところで暫時休憩する。 ○　休憩中に、第２・第３非常配備体制に移行した場合は、非常配備体制が解除又は警戒配備・第１非常配備体制に移行されるまで休憩を継続する。 ○　非常配備体制が解除又は警戒配備・第１非常配備体制に移行され次第、再開し、執行部職員出席の上、残りの一般質問を行う。なお、当該日の全ての一般質問を終了できなかった場合は、延会の手続を行い、残りの一般質問は、３・４日目に行う。 ○　午後４時の時点で非常配備体制が解除又は警戒配備・第１非常配備体制に移行されない場合は、執行部職員不在で再開し、延会の手続を行う。なお、残りの一般質問は、３・４日目に行う。 ※　日程を変更する場合は、議会運営委員会を開催し協議する必要がある。
４日目 ①　一般質問 ②　議案質疑 ③　議案の討論、採決又は委員会付託 ④　請願	○　通常どおり開会・進行する。 ○　防災服での出席を可能とする。	○　執行部職員不在で開会し、暫時休憩する。非常配備体制が解除又は警戒配備・第１非常配備体制に移行され次第、再開し、執行部職員出席の上、議事日程を行う。なお、当該日の全ての議事日程を終了できなかった場合は、延会の手続を行い、残りの議事日程は、翌日以降の別日に行う。 ○　午後４時の時点で非常配備体制が解除又は警戒配備・第１非常配備体制に移行されない場合は、執行部職員不在で再開し、延会の手続を行い、当該日の議事日程は、翌日以降の別日に行う。 ※　日程を変更する場合は、議会運営委員会を開催し協議する必要がある。	○　市長に連絡すべき事項が生じた場合は、その時点の議事日程（一般質問の場合は、質問又は答弁の切りが良いところ）まで終了後、暫時休憩する。 ○　休憩中に、第２・第３非常配備体制に移行した場合は、非常配備体制が解除又は警戒配備・第１非常配備体制に移行されるまで休憩を継続する。 ○　非常配備体制が解除又は警戒配備・第１非常配備体制に移行され次第、再開し、執行部職員出席の上、残りの議事日程を行う。なお、当該日の全ての議事日程を終了できなかった場合は、延会の手続を行い、残りの議事日程は、翌日以降の別日に行う。 ○　午後４時の時点で非常配備体制が解除又は警戒配備・第１非常配備体制に移行されない場合は、執行部職員不在で再開し、延会の手続を行う。なお、残りの議事日程は、翌日以降の別日に行う。 ※　日程を変更する場合は、議会運営委員会を開催し協議する必要がある。
最終日 ①　議会運営委員長報告 ②　諸報告 ③　委員会の所管事務調査報告の件 ④　委員長報告及び報告に対する質疑 ⑤　付託議案等の討論、採決 ⑥　委員会提案・議員提案・ 　　請願・意見書案 ⑦　議員派遣の件	○　通常どおり開会・進行する。 ○　防災服での出席を可能とする。	○　執行部職員不在で開会し、暫時休憩する。非常配備体制が解除又は警戒配備・第１非常配備体制に移行され次第、再開し、執行部職員出席の上、議事日程を行う。なお、当該日の全ての議事日程を終了できなかった場合は、延会（会期延長）の手続を行い、残りの議事日程は、翌日以降の別日に行う。 ○　午後４時の時点で非常配備体制が解除又は警戒配備・第１非常配備体制に移行されない場合は、執行部職員不在で再開し、延会（会期延長）の手続を行い、当該日の議事日程は、翌日以降の別日に行う。 ※　日程を変更する場合は、議会運営委員会を開催し協議する必要がある。	○　市長に連絡すべき事項が生じた場合は、その時点の議事日程まで終了後、暫時休憩する。 ○　休憩中に、第２・第３非常配備体制に移行した場合は、非常配備体制が解除又は警戒配備・第１非常配備体制に移行されるまで休憩を継続する。 ○　非常配備体制が解除又は警戒配備・第１非常配備体制に移行され次第、再開し、執行部職員出席の上、残りの議事日程を行う。なお、当該日の全ての議事日程を終了できなかった場合は、延会（会期延長）の手続を行い、残りの議事日程は、翌日以降の別日に行う。 ○　午後４時の時点で非常配備体制が解除又は警戒配備・第１非常配備体制に移行されない場合、執行部職員不在で再開し、延会（会期延長）の手続を行う。なお、残りの議事日程については、翌日以降の別日に行う。 ※　日程を変更する場合は、議会運営委員会を開催し協議する必要がある。

台風に伴う本会議・委員会の開催基準（案）

委員会	警戒配備・ 第１非常配備体制	第２非常配備体制・第３非常配備体制	
		開会前	開会後
議案の審査	○　通常どおり開会・進行する。 ○　防災服での出席を可能とする。	○　開会はせず、正副議長・議会運営委員会正副委員長・当該委員会正副委員長で開会時間等の変更を協議する。なお、午後４時までに開会できる見込みがない場合は、翌日以降の別日に行う。 ○　開会時間等を変更する場合は、直ちに、その内容を執行部職員、市民等に周知する。	○　第２・第３非常配備体制移行時点の発言まで終了後、暫時休憩する。 ○　非常配備体制が解除又は警戒配備・第１非常配備体制に移行され次第、再開する。 ○　午後４時の時点で非常配備体制が解除又は警戒配備・第１非常配備体制に移行されない場合、執行部職員不在で再開し、延会の手続を行う。なお、残りの議事日程については、翌日以降の別日に行う。
請願の審査	○　通常どおり開会・進行する。 ○　防災服での出席を可能とする。 ○　趣旨説明がある場合は、趣旨説明者に連絡し、趣旨説明を省略して審査する旨の了解を得る。	○　開会はせず、正副議長・議会運営委員会正副委員長・当該委員会正副委員長で開会時間等の変更を協議する。なお、午後４時までに開会できる見込みがない場合は、翌日以降の別日に行う。 ○　開会時間等を変更する場合は、直ちに、その内容を執行部職員、趣旨説明者（趣旨説明がある場合）、市民等に周知する。なお、趣旨説明者提出者には、趣旨説明を省略して審査する旨の了解を得る。	○　第２・第３非常配備体制移行時点の発言まで終了後、暫時休憩する。 ○　非常配備体制が解除又は警戒配備・第１非常配備体制に移行され次第、再開する。 ○　午後４時の時点で非常配備体制が解除又は警戒配備・第１非常配備体制に移行されない場合、執行部職員不在で再開し、延会の手続を行う。なお、残りの議事日程については、翌日以降の別日に行う。

風水害に伴う本会議・委員会の開催基準（案）　※　議長が判断した場合は、この限りではない。

本会議	警戒配備・ 第１非常配備体制	第２非常配備体制・第３非常配備体制	
		開会前	開会後
初日 ①　議会運営委員長報告 ②　会議録署名者の指名 ③　諸報告 ④　会期の決定 ⑤　委員会の所管事務調査報告の件 ⑥　市長の所信表明・施政方針演説 ⑦　議案等の提案説明	○　通常どおり開会・進行する。 ○　防災服での出席を可能とする。	○　執行部職員不在で開会し、⑤まで終了後、暫時休憩する。非常配備体制が解除又は警戒配備・第１非常配備体制に移行され次第、再開し、執行部職員出席の上、残りの議事日程を行う。 ○　午後４時の時点で非常配備体制が解除又は警戒配備・第１非常配備体制に移行されない場合は、執行部職員不在で再開し、延会の手続を行う。なお、残りの議事日程は、翌日以降の別日又は２日目に行う。 （参考）　日程を変更する場合は、議会運営委員会を開催し協議する必要がある。	○　市長に連絡すべき事項が生じた場合は、その時点の議事日程（市長の所信表明、施政方針演説は切りが良いところ。議案説明はその時点の議案番号）まで終了後、暫時休憩する。 ○　休憩中に、第２・第３非常配備体制に移行した場合は、非常配備体制が解除又は警戒配備・第１非常配備体制に移行されるまで休憩を継続する。 ○　非常配備体制が解除又は警戒配備・第１非常配備体制に移行され次第、再開し、執行部職員出席の上、残りの議事日程を行う。 ○　午後４時の時点で非常配備体制が解除又は警戒配備・第１非常配備体制に移行されない場合は、執行部職員不在で再開し、延会の手続を行う。 ○　⑤まで終了していない場合は、⑤までを終了した上で、延会の手続を行う。なお、残りの議事日程は、翌日以降の別日又は２日目に行う。 （参考）　日程を変更する場合は、議会運営委員会を開催し協議する必要がある。
２・３日目 （一般質問）	○　通常どおり開会・進行する。 ○　防災服での出席を可能とする。	○　執行部職員不在で開会し、暫時休憩する。非常配備体制が解除又は警戒配備・第１非常配備体制に移行され次第、再開し、執行部職員出席の上、一般質問を行う。なお、当該日の全ての一般質問を終了できなかった場合は、延会の手続を行い、残りの一般質問は、３・４日目に行う。 ○　午後４時の時点で非常配備体制が解除又は警戒配備・第１非常配備体制に移行されない場合は、執行部職員不在で再開し、延会の手続を行い、当該日の一般質問は、３・４日目に行う。 （参考）　日程を変更する場合は、議会運営委員会を開催し協議する必要がある。	○　市長に連絡すべき事項が生じた場合は、その時点の質問又は答弁の切りが良いところで暫時休憩する。 ○　休憩中に、第２・第３非常配備体制に移行した場合は、非常配備体制が解除又は警戒配備・第１非常配備体制に移行されるまで休憩を継続する。 ○　非常配備体制が解除又は警戒配備・第１非常配備体制に移行され次第、再開し、執行部職員出席の上、残りの一般質問を行う。なお、当該日の全ての一般質問を終了できなかった場合は、延会の手続を行い、残りの一般質問は、３・４日目に行う。 ○　午後４時の時点で非常配備体制が解除又は警戒配備・第１非常配備体制に移行されない場合は、執行部職員不在で再開し、延会の手続を行う。なお、残りの一般質問は、３・４日目に行う。 （参考）　日程を変更する場合は、議会運営委員会を開催し協議する必要がある。
４日目 ①　一般質問 ②　議案質疑 ③　議案の討論、採決又は委員会付託 ④　請願	○　通常どおり開会・進行する。 ○　防災服での出席を可能とする。	○　執行部職員不在で開会し、暫時休憩する。非常配備体制が解除又は警戒配備・第１非常配備体制に移行され次第、再開し、執行部職員出席の上、議事日程を行う。なお、当該日の全ての議事日程を終了できなかった場合は、延会の手続を行い、残りの議事日程は、翌日以降の別日に行う。 ○　午後４時の時点で非常配備体制が解除又は警戒配備・第１非常配備体制に移行されない場合は、執行部職員不在で再開し、延会の手続を行い、当該日の議事日程は、翌日以降の別日に行う。 （参考）　日程を変更する場合は、議会運営委員会を開催し協議する必要がある。	○　市長に連絡すべき事項が生じた場合は、その時点の議事日程（一般質問の場合は、質問又は答弁の切りが良いところ）まで終了後、暫時休憩する。 ○　休憩中に、第２・第３非常配備体制に移行した場合は、非常配備体制が解除又は警戒配備・第１非常配備体制に移行されるまで休憩を継続する。 ○　非常配備体制が解除又は警戒配備・第１非常配備体制に移行され次第、再開し、執行部職員出席の上、残りの議事日程を行う。なお、当該日の全ての議事日程を終了できなかった場合は、延会の手続を行い、残りの議事日程は、翌日以降の別日に行う。 ○　午後４時の時点で非常配備体制が解除又は警戒配備・第１非常配備体制に移行されない場合は、執行部職員不在で再開し、延会の手続を行う。なお、残りの議事日程は、翌日以降の別日に行う。 （参考）　日程を変更する場合は、議会運営委員会を開催し協議する必要がある。
最終日 ①　議会運営委員長報告 ②　諸報告 ③　委員会の所管事務調査報告の件 ④　委員長報告及び報告に対する質疑 ⑤　付託議案等の討論、採決 ⑥　委員会提案・議員提案・ 　　請願・意見書案 ⑦　議員派遣の件	○　通常どおり開会・進行する。 ○　防災服での出席を可能とする。	○　執行部職員不在で開会し、暫時休憩する。非常配備体制が解除又は警戒配備・第１非常配備体制に移行され次第、再開し、執行部職員出席の上、議事日程を行う。なお、当該日の全ての議事日程を終了できなかった場合は、延会（会期延長）の手続を行い、残りの議事日程は、翌日以降の別日に行う。 ○　午後４時の時点で非常配備体制が解除又は警戒配備・第１非常配備体制に移行されない場合は、執行部職員不在で再開し、延会（会期延長）の手続を行い、当該日の議事日程は、翌日以降の別日に行う。 （参考）　日程を変更する場合は、議会運営委員会を開催し協議する必要がある。	○　市長に連絡すべき事項が生じた場合は、その時点の議事日程まで終了後、暫時休憩する。 ○　休憩中に、第２・第３非常配備体制に移行した場合は、非常配備体制が解除又は警戒配備・第１非常配備体制に移行されるまで休憩を継続する。 ○　非常配備体制が解除又は警戒配備・第１非常配備体制に移行され次第、再開し、執行部職員出席の上、残りの議事日程を行う。なお、当該日の全ての議事日程を終了できなかった場合は、延会（会期延長）の手続を行い、残りの議事日程は、翌日以降の別日に行う。 ○　午後４時の時点で非常配備体制が解除又は警戒配備・第１非常配備体制に移行されない場合、執行部職員不在で再開し、延会（会期延長）の手続を行う。なお、残りの議事日程については、翌日以降の別日に行う。 （参考）　日程を変更する場合は、議会運営委員会を開催し協議する必要がある。

風水害に伴う本会議・委員会の開催基準（案）　※　議長及び委員長が判断した場合は、この限りではない。

委員会	警戒配備・ 第１非常配備体制	第２非常配備体制・第３非常配備体制	
		開会前	開会後
議案の審査	○　通常どおり開会・進行する。 ○　防災服での出席を可能とする。	○　開会はせず、正副議長・議会運営委員会正副委員長・当該委員会正副委員長で開会時間等の変更を協議する。なお、午後４時までに開会できる見込みがない場合は、翌日以降の別日に行う。 ○　開会時間等を変更する場合は、直ちに、その内容を執行部職員、市民等に周知する。	○　第２・第３非常配備体制移行時点の発言まで終了後、暫時休憩する。 ○　非常配備体制が解除又は警戒配備・第１非常配備体制に移行され次第、再開する。 ○　午後４時の時点で非常配備体制が解除又は警戒配備・第１非常配備体制に移行されない場合、執行部職員不在で再開し、延会の手続を行う。なお、残りの議事日程については、翌日以降の別日に行う。
請願の審査	○　通常どおり開会・進行する。 ○　防災服での出席を可能とする。 ○　趣旨説明がある場合は、趣旨説明者に連絡し、趣旨説明を省略して審査する旨の了解を得る。	○　開会はせず、正副議長・議会運営委員会正副委員長・当該委員会正副委員長で開会時間等の変更を協議する。なお、午後４時までに開会できる見込みがない場合は、翌日以降の別日に行う。 ○　開会時間等を変更する場合は、直ちに、その内容を執行部職員、趣旨説明者（趣旨説明がある場合）、市民等に周知する。なお、趣旨説明者提出者には、趣旨説明を省略して審査する旨の了解を得る。	○　第２・第３非常配備体制移行時点の発言まで終了後、暫時休憩する。 ○　非常配備体制が解除又は警戒配備・第１非常配備体制に移行され次第、再開する。 ○　午後４時の時点で非常配備体制が解除又は警戒配備・第１非常配備体制に移行されない場合、執行部職員不在で再開し、延会の手続を行う。なお、残りの議事日程については、翌日以降の別日に行う。

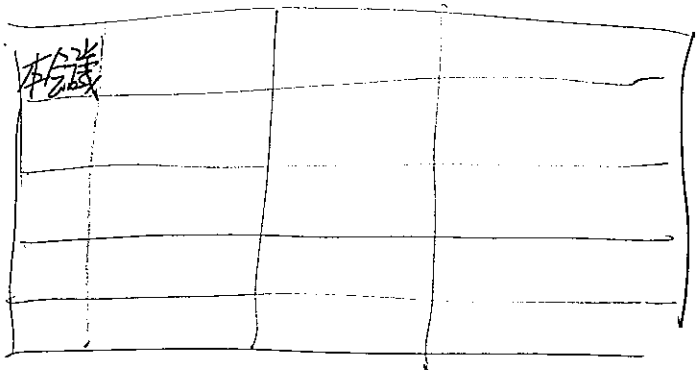
（市民クラブ意見）

① タイトル

台風 → 風水害に

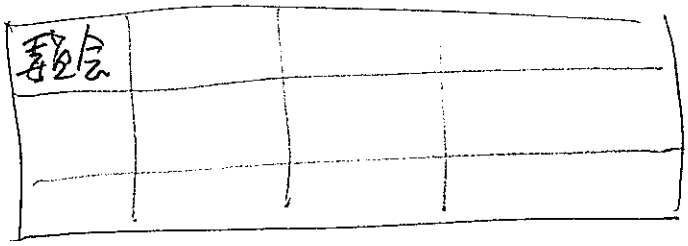
② ※日程を …… →（参考）日程を……

③



⓪ 議長が判断した場合は、この限りではない。

④



⓪ 議長及び委員長が判断した場合は、この限りではない。

尾張旭市議会基本条例　評価シート

会派名＿＿＿＿＿＿＿＿

第１章　総則

（目的）

条文	取組実績	課題	今後の改善策
第１条　この条例は、尾張旭市議会（以下「議会」という。）及び市議会議員（以下「議員」という。）の活動原則を明らかにするとともに、市民と議会との関係、議会と市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）との関係その他議会に関する基本的事項を定めることにより、議会機能を強化し、議会が市民の負託に的確に応え、もって市民福祉の増進と市政の発展に寄与することを目的とする。			

尾張旭市議会基本条例　評価シート

第２章　議会及び議員の活動原則

（議会の活動原則）

条文	取組実績	課題	今後の改善策
第２条　議会は、次に掲げる原則に基づき活動を行うものとする。			
(1)　公正性及び透明性を確保し、市民に開かれた議会を目指すこと。			
(2)　市民の意見を把握し、市政に反映させるための運営に努めること。			
(3)　市長等の市政運営の監視及び評価を行うこと。			
(4)　合議制の機関として、議員間の自由な討議を尊重し、議会全体の合意形成を目指すこと。			

（議員の活動原則）

条文	取組実績	課題	今後の改善策
第３条　議員は、次に掲げる原則に基づき活動を行うものとする。			
(1)　議会は言論の府であること及び合議制の機関であることを十分に認識し、議員間の自由な討議を重んじること。			
(2)　市政全般についての課題及び市民の意見を把握し、自己の能力を高める不断の研鑽によって、市民の代表としてふさわしい活動をすること。			
(3)　議会の構成員として、一部の団体及び地域にとらわれず、市民全体の福祉の向上を目指して活動すること。			

（会派）

条文	取組実績	課題	今後の改善策
第４条　議員は、政策等を同じくする２人以上をもって会派を結成することができる。			
２　会派は、次に掲げる役割を果たすものとする。			
(1)　議員の活動を支援すること。			
(2)　政策の立案及び提言並びに議案の審議及び審査のための調査研究を行うこと。			
(3)　会派間で相互に協議及び調整を行い、効果的な議会運営に努めること。			

尾張旭市議会基本条例　評価シート

第３章　市民と議会の関係

（会議の公開）

条文	取組実績	課題	今後の改善策
第５条　議会は、市民に開かれた議会運営とするため、本会議のほか、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下「委員会」という。）を原則として公開する。			
２　議会は、委員会を除くその他の議会の会議についても、公開するよう努めるものとする。			

（市民参加及び市民との連携）

条文	取組実績	課題	今後の改善策
第６条　議会は、市民に対して積極的に議会に関する情報を発信し、説明責任を十分に果たさなければならない。			
２　議会は、政策立案、政策提言等に反映させるため、市民との多様な意見交換の場を設けるものとする。			

（議会報告会・意見交換会）

条文	取組実績	課題	今後の改善策
第７条　議会は、市政の諸課題に柔軟に対処するため、市政全般にわたって、市民と自由に情報及び意見を交換する議会報告会及び意見交換会を通して説明責任を果たすとともに、市民の声を議会活動に反映するものとする。			

（広報・広聴）

条文	取組実績	課題	今後の改善策
第８条　議会は、市民に開かれた議会を実現するため、その諸活動に関し多様な媒体を活用して「市議会だより」をはじめとする積極的な広報及び広聴に努めるとともに、それらの活動を通じて得た市民の声を議会活動に反映するものとする。			
２　議会は、市民が市政に関心を持つよう各議員の採決に対する態度を公表し、議員の活動に対する市民の評価が的確になされるよう議会広報活動に努めるものとする。			

（趣旨説明制度）

条文	取組実績	課題	今後の改善策
第９条　議会は、請願及び陳情を市民等からの提案及び意見であると捉え、請願及び陳情の提出者から申出があれば、審査の折に趣旨説明を行う機会を設ける。			

尾張旭市議会基本条例　評価シート

第４章　議会と市長等の関係

条文	取組実績	課題	今後の改善策
第10条　議会審議において、議員と市長等は、次に掲げるところにより、健全な緊張関係の保持に努めなければならない。			
(1)　本会議における議員と市長等の質疑応答は、広く市政上の論点及び争点を明確にするため、一問一答の方式を基本とする。			
(2)　本会議及び委員会へ出席した市長等は、議長又は委員長の許可を得て、議員の質問及び質疑に対して確認権（反問権）を行使することができる。			

（議会審議における論点情報の形成）

条文	取組実績	課題	今後の改善策
第11条　議会は、市長等が提案する重要な政策について市民に開かれた議論を行うため、市長に対し、次に掲げる事項について明らかにするよう求めるものとする。			
(1)　政策等を必要とする背景			
(2)　提案に至るまでの経緯			
(3)　他の自治体の類似する政策との比較検討			
(4)　市民参加の実施の有無とその内容			
(5)　総合計画との整合性			
(6)　財源措置			
(7)　将来にわたる費用及び効果			

（予算及び決算の施策説明）

条文	取組実績	課題	今後の改善策
第12条　議会は、予算及び決算の審議に当たっては、前条の規定に準じて、分かりやすい施策別又は事業別の説明を市長に求めるものとする。			

（議決事件の拡大）

条文	取組実績	課題	今後の改善策
第13条　議会は、議事機関としての機能強化のため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第２項の規定により必要に応じて議決事件の追加を検討するものとする。			
２　前項に規定する議会の議決すべき事件については、別に条例で定める。			

尾張旭市議会基本条例　評価シート

第５章　議員間討議の実施

（議員間討議の実施及び議会の合意形成）

条文	取組実績	課題	今後の改善策
第14条　議会は、議員間の自由な討議による会議の運営に努めるものとする。			
２　議会は、委員会において、議案及び市民からの提案に関して審査し結論を出す場合は、議員間の議論を尽くし、合意形成に努めるものとする。			

第６章　委員会の活動

条文	取組実績	課題	今後の改善策
第15条　委員会は、審査に当たり、市民に分かりやすい議論を行うよう努めるものとする。			
２　委員会は、その所管に属する事務について、調査研究を行い、議案審査に資するとともに、政策立案、政策提言等を行うよう努めるものとする。			

第７章　議会改革

条文	取組実績	課題	今後の改善策
第16条　議会は、公正かつ透明で市民に開かれた議会の実現のため、継続して議会改革に取り組むものとする。			
２　議会は、前項の規定による取組を行うため、議会改革を推進する組織を設置することができる。			

第８章　政務活動費

（政務活動費に関する透明性の確保）

条文	取組実績	課題	今後の改善策
第17条　議員は、政務活動費の執行に当たり、尾張旭市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年条例第１号）等を遵守し、適正かつ有効に執行しなければならない。			
２　議員は、政務活動費の使途の透明性を確保し、市民に対して説明責任を果たすため、収支報告書、領収書及び視察又は研修に係る調査報告書を公表する。			

尾張旭市議会基本条例　評価シート

第９章　議会機能の充実強化

（議会事務局の体制）

条文	取組実績	課題	今後の改善策
第18条　議会は、議員の資質の向上を図り、議会運営を円滑かつ効率的に進めるため、議会事務局の調査機能及び法務機能の充実強化並びに組織体制の整備に努めなければならない。			

（議会図書の充実）

条文	取組実績	課題	今後の改善策
第19条　議会は、議員の政策立案、政策提言等に資するため、議会図書室の図書並びに議会及び行政に関する資料の充実に努め、これを有効に活用しなければならない。			

（議員研修）

条文	取組実績	課題	今後の改善策
第20条　議会は、議員の政策立案、政策提言等の能力向上を図るため、議員研修の充実強化に努めるものとする。			
２　議会は、研修の充実強化に当たり、広く各分野の専門家、市民等との研修会の開催に努めるものとする。			

第10章　議員の政治倫理

条文	取組実績	課題	今後の改善策
第21条　議員は、品位及び品格を損なう行為を慎み、また、その地位を利用して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしない等、議員としての責務を正しく認識し、その使命の達成に努めなければならない。			

（議員定数）

条文	取組実績	課題	今後の改善策
第22条　議会は、議員定数について、効率的かつ能率的な議会運営の視点からだけでなく、市民の意思を市政へ十分に反映させるため、活発な議論が行われるものとなるよう検討しなければならない。			
２　議員定数に関して必要な事項は、別に条例で定める。			

（議員報酬）

条文	取組実績	課題	今後の改善策
第23条　議会は、議員報酬について、市政の現状及び課題並びに将来の予測及び展望を総合的に検討しなければならない。			
２　議員報酬に関して必要な事項は、別に条例で定める。			

尾張旭市議会基本条例　評価シート

第11章　災害時の対応

（災害時の議会対応）

条文	取組実績	課題	今後の改善策
第24条　議会は、災害が発生したときは、市民の生命、身体及び財産に関する安全及び安心を確保するため、市長等と協力し、議会としての体制の整備を図るように努めなければならない。			
２　議員は、災害時の組織体制、議員の役割及び行動方針を確認するなど、平常時においても災害に対する注意と準備を怠らないものとする。			

第12章　検証及び見直し

条文	取組実績	課題	今後の改善策
第25条　議会は、この条例の施行後、常に市民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、随時、この条例の施行の状況を検証するとともに、一般選挙を経た任期開始後、速やかにこの条例の目的が達成されているかを議会運営委員会において検討するものとする。			
２　議会は、前項の検討の結果に基づき、見直しが必要な場合は、適切な措置を講ずるものとする。			

第13章 委任

条文	取組実績	課題	今後の改善策
第26条　この条例に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。			

尾張旭市議会基本条例　評価シート（入力例）

第〇章　〇〇

（〇〇）

条文	取組実績	課題	今後の改善策
第〇条　〇〇〇〇〇〇〇〇〇。	・▲▲▲▲を行った。	・■■■■について、できていなかった。	・毎年、●●●●を実施する。 ・「●●●●」を条文に追加する。 ・「●●●●」の条文は不要なため、削除する。

◇　フォントの種類やサイズなど、基本的な設定は変更しないでください。

◇　セルに収まらない場合は、行の高さで調整してください。

（案）

3－2

尾張旭市議会基本条例　条文追加シート

会派名 ＿＿＿＿＿＿＿＿

追加する箇所	条文案	趣旨	今後の取組案
・第○条の次に第●条として追加する。	・第●条　▲▲▲▲とすること。	・市議会として、今後、□□□の取組を進める必要があると考えるため。	・△△△△を実施する。

尾張旭市議会基本条例検証及び見直しスケジュール（案）

○　議会基本条例では、「一般選挙を経た任期開始後、速やかにこの条例の目的が達成されているかを議会運営委員会において検討する」と規定されている。

○　一般選挙で新しく議員になった方は、これまでの議会の取組などが分からないため、議会基本条例の検証及び見直しに一から取り組むことは難しい。

○　そのため、次の任期の議員が議会基本条例の検証及び見直しに効果的・効率的に取り組むことができるよう、今任期中に、現状の取組実績、課題、今後の改善策案などを取りまとめる。

実施時期	内容
令和 8 年 10 月 ～11 月	・評価及び条文追加シートを会派で作成
令和 8 年 11 月	・評価及び条文追加シートの取りまとめ作成 ・条文ごとの評価（正副委員長案）を検討
令和 8 年 11 月 ～12 月	・議会運営委員会で取りまとめ資料（評価の正副委員長案掲載）を提示
令和 8 年 12 月 ～令和 9 年 1 月	・取りまとめ資料の内容について会派で協議
令和 9 年 2 月	・議会運営委員会で取りまとめ資料の内容を決定